○経済産業省告示第百九十三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関である一般財団法人関東電気保安協会が確認調査を行う事業所について平成二十七年九月十四日から次のように変更した旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

確認調査の業務を行う事業所の所在地の変更

変更前	一般財団法人関東電気保安協会本部　東京都豊島区池袋三丁目1番2号
変更後	一般財団法人関東電気保安協会本部　東京都港区芝浦四丁目13番23号

○国土交通省告示第九百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「南一条西十丁目四番」を「北二条西一丁目一番地」に改める。

○環境省告示第百九号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年九月十四日

環境大臣　望月　義夫

表中「N－ベンジル－1H－プリン－6－アミン（別名ベンジルアミノプリン）」を「N^6－ベンジルアデニン又はN－ベンジル－1H－プリン－6－アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）」に改める。

表亜鉛＝プロピレンビス（ジチオカルバマート）（別名プロピネブ）の項の次に次のように加える。

N－［1，1－ジメチル－2－（4－イソプロポキシ－o－トリル）－2－オキソエチル］－3－メチルチオフェン－2－カルボキサミド（別名イソフェタミド）	470μg／l
ジメチル＝4，4′－o－フェニレンビス（3－チオアロファネート）（別名チオファネートメチル）	100μg／l
（2RS，3RS）－1－（4－クロロフェニル）－4，4－ジメチル－2－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）ペンタン－3－オール（別名パクロブトラゾール）	2,500μg／l
2－エチル－3，7－ジメチル－6－［4－（トリフルオロメトキシ）フェノキシ］－4－キノリル＝メチル＝カルボナート（別名フロメトキシン）	0.057μg／l

○環境省告示第百十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年九月十四日

環境大臣　望月　義夫

表S－6－クロロ－2，3－ジヒドロ－2－オキソベンズオキサゾール－3－イルメチル＝O，O－ジエチル＝ホスホロジチオエート（別名ホサロン）の項の次に次のように加える。

メチル＝スルファニルイルカルバマートナトリウム塩（別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム）	1.0mg／l
エチル＝（RS）－2－［4－（6－クロロキノキサリン－2－イルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）	0.02mg／l
2，2，2－トリフルオロエチル＝（S）－［2－メチル－1－（p－トルオイルアミノメチル）プロピル］カルバマート（別名トルフルカルプ）	0.53mg／l
メチル＝｛2－クロロ－4－フルオロ－5－［5，6，7，8－テトラヒドロ－3－オキソ－1H，3H－［1，3，4］チアジアゾロ［3，4－a］ピリダジン－1－イリデンアミノ］フェニルチオ｝アセタート（別名フルチアセットメチル）	0.002mg／l
N^6－ベンジルアデニン又はN－ベンジル－1H－プリン－6－アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	0.16mg／l
（RS）－2－メトキシ－N－メチル－2－［α－（2，5－キシリルオキシ）－o－トリル］アセトアミド（別名マンデストロビン）	0.50mg／l

○防衛省告示第百七十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年九月二十四日から同年十一月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域

日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三一度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三一度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。